

	問	答
1	感染症防止に資する衛生用品や備品とは具体的には何ですか。	マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬、雑巾、ペーパータオル等の新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものは対象として差支えありません。 <u>ただし、食料品、感冒薬（風邪薬等）、単に劣化や故障などを理由とした備品等の買い替えや改修は対象外です。</u>
2	新しい生活様式への対応や第2波、第3波対策として必要な物品の購入経費とは何ですか。	例えば、子どもが密にならないように配慮するため、絵本・おもちゃやベビーカー・バギーの追加購入費など、今後、感染症対策を徹底しつつ、保育を継続していくために必要な物品の購入にかかる経費とのことです。ただし、TVゲームや携帯ゲーム機及びゲームソフトは対象外です。 その他、職員のリモート環境を整備するためのパソコン、モニターやヘッドセット等の購入経費も対象になります。
3	令和元年度、令和2年度分の補助金で補助金の交付決定を受けている場合は、申請できますか。	「令和2年度追加分」については、「令和元年度分」「令和2年度分」の申請状況に関わらず対象となるため、補助金を申請することができます。
4	申請上限額はいくらになりますか。	申請上限額は対象施設・事業あたり、50万円です。対象施設・事業の詳細は「補助金の交付手続きについて」P2をご確認ください。
5	補助金の申請は施設単位ですか。法人でまとめて申請することは可能ですか。	原則、施設単位で申請してください。対象施設・事業が複数ある場合は、施設単位でまとめて申請できます。
6	いつ購入したものが対象ですか。令和元年度に購入したものは対象になりますか。	令和2年4月1日以降に発注・契約された物品等で、令和3年3月31日までに納品・履行及び支払いがされるものが対象です。令和2年4月1日より前に発注・契約された物品等については対象外です。
7	今後に向けて、どのような書類を準備すればいいですか。	実績報告書の提出時に領収書等、契約・履行・支出を証する書類の添付が必要となりますので、領収書や納品書等の対象経費にかかる書類の整理を行ってください。書類は原本ではなく、写しの提出を依頼します。必要書類がない場合は、補助金の交付ができません。必ず保管しておくようにお願いします。

8	空気清浄機等のリース代は対象経費となりますか。	空気清浄機等のリース料金については、新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が初めて確認された令和2年1月16日以降にコロナ対策として新たにリース契約をしたものに限り、4月1日またはそれ以降の履行開始日から3月31日までの期間の経費について対象となります。(1月15日以前からリース契約をしていた機器の今年度分のリース代は対象外です。)
9	施設内の消毒清掃を業者に委託した場合の委託料金は対象経費となりますか。	施設の消毒、清掃を外注した場合の委託料金は、4月1日以降の契約で、3月31日までに履行・支払いが完了するものであれば対象経費となります。
10	今後、どのような手続きがありますか。また、スケジュールはどうなっていますか。	<u>申請書提出 (11/20)</u> ⇒ 交付決定 <b>【確定払いの場合】</b> ⇒ 実績報告 (12月下旬) ⇒ 交付額確定 (1月下旬) ⇒ 請求書提出 (2月上旬) ⇒ 支払い (3月上旬) <b>【概算払いの場合】</b> ⇒ <u>請求書提出 (12月下旬)</u> ⇒ 支払い (1月下旬) ⇒ <u>実績報告 (3/1)</u> ⇒ 交付額確定 (精算) 詳しくは「補助金の交付手続きについて」P6をご参照ください。
11	保育スタッフを新たに雇用した場合や、従来からのスタッフが残業して消毒作業を行った場合の人件費は対象となりますか。 人材派遣を利用した場合はどうですか。	「令和2年度追加分」より、新型コロナウイルス感染症に対応するため、新たに雇用したスタッフの人件費、残業手当、人材派遣料も対象となりました。 なお、市から支給している給付費、向上支援費、延長保育事業費など他の交付金・補助金等との重複はできません。
12	交付決定額を超えた備品を購入した場合、対象経費にすることはできますか。	交付決定額を上限に対象となります。 (例：交付決定額が50万円で購入額が70万円の場合、対象経費は50万円になります。)
13	交付決定額が100万円(150万円)の場合、施設・事業で共用する備品を1施設等あたりの補助額(50万円)を超えて購入した経費は補助対象になりますか。	対象施設・事業で共用する場合は50万円を超えて備品を購入した経費も交付決定額を上限に補助対象となります。 (例：施設及び延長保育で共用する保育室の空気清浄機の購入費用等)
14	交付決定額が100万円(150万円)の場合、施設・事業で共用する備品の購入経費はどのように実績報告すればいいですか。	経費を明確に区分することが難しい場合には、使用実態や頻度などを考慮し、各事業ごとに配分して報告してください。 (例：申請上限額が150万円で、145万円の備品購入をした場合…施設50万円／延長保育50万円／一時預かり45万円)